

高等職業訓練促進給付金等事業のお知らせ

●高等職業訓練促進給付金等事業とは

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職の際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上養成訓練機関に通う場合、支給要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という）や高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という）を給付します。

●支給要件

大分県内の町村部に在住し20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件のすべてに該当する方。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- 2 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であること。

●対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

●給付の対象期間

修業期間の全期間（上限3年）

●給付額

- 1 訓練促進給付金
市町村民税非課税世帯：100,000円/月
市町村民税課税世帯：70,500円/月
- 2 修了支援給付金
市町村民税非課税世帯：50,000円
市町村民税課税世帯：25,000円

●給付を受けるには

- ・受講開始前に県保健所地域福祉室にご相談ください。支給要件や手続きについて説明をいたします。
- ・下記のとおり、申請を行ってください。後日、支給の可否を通知します。

1 訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書、入校証明書など
修業を開始した日以降に行う。

2 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書、修了証明書の写しなど
修了日を経過した日以降（修了日から起算して30日以内）に行う。

●給付金の支給

1 訓練促進給付金

請求に基づき、原則として3か月分をまとめて支給する。(口座振込)

(例：4月から6月分は7月支給、7月から9月分は10月支給)

2 修了支援給付金

請求に基づき、支給(口座振込)する。

●給付決定後の手続

1 訓練促進給付金

3か月に1度、高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第3号様式)を提出する。

添付書類：出席状況証明書

2 修了支援給付金

支給決定後、高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第3号様式)を提出する。

3 共通

市町村民税の課税区分が変更された場合は、課税証明書を提出する。

次のいずれかに該当した場合は、高等職業訓練促進給付金等変更及び受給資格喪失届(第4号様式)を知事へ提出する。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合
- ・大分県内の町村部に在住しなくなった場合
- ・修業を取りやめた場合 など

●注意事項

- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金など、趣旨を同じくする他制度の給付を受けている場合は対象としない。
- ・保育士及び介護福祉士については、求職者支援制度を活用すること。
- ・月の初日から末日まで1日も出席しなかった場合は、支給しない(カリキュラムに組み込まれている場合を除く。)
- ・偽りなどにより支給を受けた場合は、返還を求めます。
- ・平成25年度入学者から、父子家庭の父が新たに対象に加わりました。

●参考

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>

●問い合わせ先

姫島村、日出町にお住まいの方

東部保健所地域福祉室 〒879-1506 速見郡日出町字仁王山3531-24

電話0977-72-2327

九重町、玖珠町にお住まいの方

西部保健所地域福祉室 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1

電話0973-72-9522